平成２８年（フ）第７３号
仙台市太白区東郡山２丁目42番10号　高染６番館102、従前の住所仙台市太白区郡山６丁目６番６―810号
債務者　佐藤　優太
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
仙台市太白区長町８丁目12番17―506号、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘６丁目11番地の12
債務者　菊池かおり（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
宮城県気仙沼市常楽237番地12　丸和荘１号
債務者　高橋美津江
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第６８号
茨城県古河市駒羽根1452番地　フローラＣ棟101号
債務者　菅原　文彦
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２５９号
千葉県松戸市新松戸３丁目86番地の２　メゾン富士103号
債務者　田口　淳也
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６３号
千葉県柏市高田784番地２　シャンポール高田Ｂ―101号
債務者　岡田　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６６号
千葉県野田市桐ケ作1616番地１
債務者　齋藤　征夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７２号
滋賀県東近江市中羽田町404番地
債務者　村田　達一
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３８７号
神戸市北区ひよどり台１―２　第123号棟401号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1518番地の４
債務者　吉岡　陽一
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８９号
神戸市東灘区住吉本町１丁目13番14―101号
債務者　千山　輝光
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９７号
神戸市東灘区青木６丁目８―38―1301、住民票上の住所神戸市東灘区魚崎南町２丁目19番21号
債務者　中西　美雪
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３１号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目１番７号　ハイツマツダ202号、従前の住所神戸市灘区上河原通３丁目４番14―508号
債務者　葉山　正人
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４１号
神戸市灘区六甲台町12番21―301号
債務者　田中　勝明
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４４号
神戸市中央区中山手通７丁目30番16号山晴荘101号、従前の住所神戸市中央区北長狭通２丁目５番１号タイシンサンセットビル504号
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1254号
債務者　長田　力三
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３２号
広島市東区戸坂中町２番22―204号
債務者　泉　　純子（旧姓中川・宮田）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３９号
広島市安佐南区山本９丁目27番50―15―７―102号
債務者　川端　周次
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで広島地方裁判所民事第４部